

事務連絡  
平成24年3月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号。以下「施行通知」という。）については、平成24年3月29日付で、その一部を改正し、その旨、各都道府県知事宛に通知したところであるが、改正後の施行通知第3の2による訪問調査について、以下のとおり取り扱うこととしたので、その旨周知する。

については、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

記

訪問調査は、別添「基幹型臨床研修病院の訪問調査実施要綱」に基づき厚生労働省が実施する。

なお、指定を継続しようとするときは、あらかじめ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見を聴くこととする。

